一(一)　解除に係る保安林の所在場所　青森県むつ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二(一)　解除に係る保安林の所在場所　青森県むつ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止
(三)　解除の理由　道路用地とするため
三(一)　解除に係る保安林の所在場所　青森県むつ市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県南佐久郡川上村大字大深山五七五の九六、五七五の九七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第三百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県玖珠郡玖珠町大字森字鳴川三四二六の三

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

古淵川第二支渓

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大阪府貝塚市三ケ山

九七〇番　三号
九七四番　四号
九九三番　五号
一〇〇〇番　一号及び二号
一〇一四番　七号
一〇一八番　六号
一〇一三番　八号

○国土交通省告示第百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

向南谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県奈良市柳生下町

二六二番二　一号及び十七号
二六三番　二号から六号まで
二六二番一　七号から十六号まで

○防衛省告示第三十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年二月十九日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年二月二十六日（予備、同月二十七日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

自衛艦九隻

実施艦等

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年二月十九日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年二月二十八日の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三二度一八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦等

自衛艦十隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年二月十九日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年三月四日（予備、同月五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

自衛艦十三隻

実施艦等

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年二月十九日

防衛大臣　小野寺五典

日時　平成三十年三月四日（予備、同月五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒